

登別市浄水場等維持管理業務包括委託  
契約書（案）

令和 8 年 9 月

登別市



|                                |    |
|--------------------------------|----|
| <b>第1章 総則</b>                  | 1  |
| （総則）                           | 1  |
| （指示等及び協議の書面主義）                 | 1  |
| （関係法令の遵守）                      | 2  |
| （法令変更に伴う通知の付与）                 | 2  |
| （法令変更に伴う協議及び追加費用の負担）           | 2  |
| （業務履行計画書等の提出）                  | 2  |
| （契約の保証）                        | 3  |
| （権利義務の譲渡等）                     | 3  |
| （著作権の譲渡等）                      | 4  |
| （再委託等の禁止）                      | 4  |
| （特許権等の使用）                      | 5  |
| （業務監督員）                        | 5  |
| （総括責任者）                        | 5  |
| （地元関係者との交渉等）                   | 6  |
| （総括責任者等に対する措置請求）               | 6  |
| <b>第2章 業務の実施に関する事項</b>         | 6  |
| （履行報告）                         | 6  |
| （調査等）                          | 6  |
| （施設機能の確認及び使用）                  | 6  |
| （貸与品等）                         | 7  |
| （施設改良等）                        | 7  |
| （この契約と業務内容が一致しない場合の是正義務）       | 7  |
| （この契約及び業務に関する指示の変更）            | 7  |
| （不可抗力）                         | 8  |
| （業務に係る受注者の提案）                  | 8  |
| （履行期間及び委託料の変更方法）               | 8  |
| （緊急事態に対する措置）                   | 9  |
| （水質異常に対する措置）                   | 9  |
| （臨機の措置）                        | 9  |
| （一般的損害）                        | 10 |
| （第三者に及ぼした損害）                   | 10 |
| （不可抗力による損害）                    | 10 |
| （委託料の変更に代えるこの契約の変更）            | 11 |
| <b>第3章 業務の完了及び対価の支払いに関する事項</b> | 11 |
| （検査及び引渡し）                      | 12 |
| （委託料の支払）                       | 12 |
| （物価の変動等に基づく委託料の変更）             | 12 |
| （水量の変動等に基づく委託料の調整）             | 13 |
| （債務負担行為に係る契約の特則）               | 13 |
| （契約不適合責任）                      | 13 |
| <b>第4章 契約の解除及び終了に関する事項</b>     | 13 |
| （発注者の任意解除権）                    | 13 |
| （発注者の催告による解除権）                 | 14 |
| （発注者の催告によらない解除権）               | 14 |
| （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）     | 15 |
| （受注者の催告による解除権）                 | 15 |
| （受注者の催告によらない解除権）               | 16 |
| （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）     | 16 |
| （解除の効果）                        | 16 |
| （解除に伴う措置）                      | 16 |
| （引継ぎ及び原状回復等）                   | 17 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| <b>第5章 賠償金等に関する事項</b> .....        | 18 |
| （発注者の損害賠償請求等） .....                | 18 |
| （談合等不正行為があった場合の違約金等） .....         | 19 |
| （受注者の損害賠償請求等） .....                | 20 |
| （契約不適合責任期間等） .....                 | 21 |
| <b>第6章 補則</b> .....                | 21 |
| （保険） .....                         | 21 |
| （管轄裁判所） .....                      | 21 |
| （契約外の事項） .....                     | 22 |
| 【別紙1】主たる業務（第10条関連） .....           | 23 |
| 【別紙2】履行報告（第16条関連） .....            | 24 |
| 【別紙3】委託料（第25条、第34条関連） .....        | 26 |
| 【別紙4】各会計年度の委託料と支払限度額（第37条関連） ..... | 29 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 収 入<br>印 紙                                                                                                                                                                                                                                                       | 契 約 書                                                                                                                                                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 契 約 番 号                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 委 託 等 名                                                                                                                                                                                                                                                          | 登別市浄水場等維持管理業務包括委託                                                                                                                                                          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 履 行 場 所                                                                                                                                                                                                                                                          | 登別市柏木町5丁目27 幌別浄水場ほか                                                                                                                                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 履 行 期 間                                                                                                                                                                                                                                                          | 令和9年 月 日 から 令和14年 3月 31日まで<br>うち<br>引継期間 令和9年 月 日から令和9年3月31日まで<br>業務期間 令和9年4月 1日から令和14年3月31日まで                                                                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 契 約 金 額                                                                                                                                                                                                                                                          | 億 万 円<br><table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table><br>〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円〕 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 契 約 保 証 金                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 部 分 払 回 数                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| そ の 他 の 事 項                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <p>上記の業務について、発注者 登別市 と 受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>本契約の証として、本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。</p> <p>年 月 日</p> <p>発注者 登別市中央町6丁目11番地</p> <p>登別市水道事業<br/>登別市長 印</p> <p>受注者 住 所<br/>氏名・名称<br/>及び代表者 印</p> |                                                                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |



## 第1章 総則

### (総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊の実施要領、要求水準書、選定基準、これらに対する質問回答書及び業務提案書（以下「要求水準書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び要求水準書等を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約記載の業務（以下「業務」という。）を、この契約記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果品」という。）がある場合は、発注者に引き渡すものとし、発注者は、この契約記載の契約金額（以下「委託料」という。）を支払うものとする。

3 発注者は、業務を完了するため、業務に関する指示を受注者又は受注者の総括責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の総括責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を当該共同企業体の代表企業に対して行うものとし、発注者が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。なお、すべての構成員は、この契約記載の業務を共同連帯して履行する。

### (指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

#### **(関係法令の遵守)**

第3条 受注者は、業務の履行にあたり、水道法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、登別市水道事業給水条例等の関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、業務を実施する。

#### **(法令変更に伴う通知の付与)**

第4条 この契約締結日以降に法令が変更されたことにより、契約に従って業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施の為に追加費用が発生するとき、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに発注者に通知する。

- 2 発注者及び受注者は、前項の通知がなされた日以降において、この契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

#### **(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)**

第5条 発注者は、前条の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに契約の変更並びに追加費用の負担等について、受注者と協議する。

#### **(業務履行計画書等の提出)**

第6条 受注者は、契約年度初年度に5か年分の業務履行工程を発注者に提出するとともに、年間業務履行計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。年間業務履行計画書の記載事項は、発注者と受注者とが協議の上定める。

- 2 前項の業務履行工程は、事業年度の業務開始日の30日前までに、年間業務履行計画書は、当該事業年度の業務開始日の30日前までに発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、業務期間の毎月20日までに、翌月の月間業務履行計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、年間業務履行計画書及び月間業務履行計画書に基づき、業務を履行するものとする。
- 5 発注者は、受注者から提出された年間業務履行計画書及び月間業務履行計画書において、この契約に反する場合又は関係法令等で満たすべき事項を満たさない場合は、受注者に対

してその旨を通知する。

- 6 前項の場合において、受注者は、発注者に協議を申し入れることができる。
- 7 受注者は、第5項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において年間業務履行計画書又は月間業務履行計画書を変更し、再度、発注者の承諾を受けなければならない。ただし、前項の規定に基づく協議の結果、発注者の合意が得られたときは、この限りでない。

#### **(契約の保証)**

第7条 受注者は、契約保証金が必要となる場合はこの契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号及び第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### **(権利義務の譲渡等)**

- 第8条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を書面により得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果品（業務に伴う各種マニュアル、その他この契約に関して要求水準書及び業務監督員の指示に基づき作成させる一切の書類、データ類等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発

注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### **（著作権の譲渡等）**

第9条 受注者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作権の引渡し時に、発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者の承諾を得たときに限り、受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 成果品が著作物に該当する場合において、当該著作物の利用目的のために発注者が内容を改変するときは、受注者はその改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受注者は、発注者が承諾した場合には、成果品を使用又は複製することができる。また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。

6 発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

#### **（再委託等の禁止）**

第10条 受注者は、業務の全部を一括若しくは別紙1に定める業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、発注者の承諾を得なければならない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 受注者は、登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けている者に業務の一部を委任し、又は請け負わせてはならない。

5 前項の規定により契約が解除されたことにより生じる契約当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

### （特許権等の使用）

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、この契約に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

### （業務監督員）

第12条 発注者は、受注者の業務の履行について必要な連絡指導に当たる業務監督員を定め、受注者に通知するものとする。業務監督員を変更した場合も同様とする。

2 業務監督員は、この契約書の他の条項を定めるもののほか、次に掲げる権限を有する。

- （1）業務をこの契約に従い履行させるための受注者又は受注者の総括責任者に対する指示
- （2）この契約の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- （3）この契約の履行に関する受注者又は受注者の総括責任者との協議
- （4）業務の履行状況の確認、この契約の記載内容と履行内容との照合その他この契約履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の業務監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの業務監督員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく業務監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約に定める書面の提出は、要求水準書等に定めるものを除き、業務監督員を経由して行うものとする。この場合においては、業務監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

### （総括責任者）

第13条 受注者は、業務の履行について業務の管理及び統轄を行う総括責任者を定め発注者に通知するものとする。総括責任者を変更した場合も同様とする。

2 総括責任者は、この契約の履行に関し、委託料の変更、委託料の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

#### **（地元関係者との交渉等）**

第14条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、当該交渉等に関して生じた費用負担については、発注者と受注者とが協議の上決定する。

#### **（総括責任者等に対する措置請求）**

第15条 発注者は、総括責任者又は受注者の使用人若しくは第10条第3項の規定により業務を行うものが業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、必要な措置について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、業務監督員の職務執行が著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、必要な措置について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

## **第2章 業務の実施に関する事項**

#### **（履行報告）**

第16条 受注者は、別紙2及び要求水準書等に定めるところにより、この契約の履行状況について発注者に報告しなければならない。

#### **（調査等）**

第17条 発注者は、業務の履行状況について、随時に調査し、報告を求め又は当該業務の履行につき適正な履行を求めることができる。

#### **（施設機能の確認及び使用）**

第18条 発注者及び受注者は、この契約記載の引継期間終了日までの間に、本件施設等の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立会いのうえ、確認するものとする。

2 受注者が業務を遂行するにあたり、発注者は本件施設に受注者の現場事務所を確保し、受注者に使用させるものとする。

3 この契約に従い受注者が調達する義務を負うものを除き、発注者は受注者による業務遂行にあたって必要な施設、機材、その他受注者が合理的に要求し、発注者が認めるものを無償で貸与又は支給する。

4 発注者は、本件施設について、業務を安全に行うために必要な措置を講じるものとする。

5 受注者は、本件施設について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用し、又は保

存し、若しくは保管する。

#### **（貸与品等）**

第19条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する機械器具、図面その他業務に必要と発注者が認める物品等（以下「貸与品等」という。）がある場合は、貸与品等の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、業務の完了によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

#### **（施設改良等）**

第20条 業務を効果的に実施するために、受注者は、発注者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。

2 業務を効果的に実施するため、受注者は、発注者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、コンピューターシステム、遠方監視制御装置や監視制御システムの導入等の必要な設備を本件施設内に設置することができる。

3 前項の設備を設置する場合、受注者は、必要最小限の範囲で、自己の責任と費用により、本件施設に変更を加えることができる。この場合において、受注者は、当該変更の内容について、事前に発注者に通知し、その承諾を得る。

4 この契約が終了したときは、受注者は自己の責任と費用により、速やかに前項に基づき変更又は改良した施設を原形に復し、又は、設置した設備を撤去する。ただし、発注者が受注者に対し、別段の指示を行った場合はこの限りではない。

#### **（この契約と業務内容が一致しない場合の是正義務）**

第21条 受注者は、業務内容がこの契約、発注者の指示若しくは発注者と受注者による協議の内容に適合しない場合において、業務監督員がその是正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示又は発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者と受注者とが協議の上、必要があると認めるときは、委託料を変更することができる。

#### **（この契約及び業務に関する指示の変更）**

第22条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約又は業務に関する指示の変更内

容を受注者に通知して、この契約を変更することができる。この場合において、発注者は必要があると認めるときは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### **(不可抗力)**

第23条 暴風、豪雨、落雷、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であつて、発注者及び受注者の責めに帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）により作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに発注者に通知する。発注者は、かかる通知を受領した場合において、不可抗力により受注者が業務を行うことができないと認めるときは、又は、自ら不可抗力により受注者が業務を行うことができないと認める場合、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者及び受注者は、前項の規定により業務を一時中止した期間中、履行期日におけるこの契約に基づく自己の義務が中止対象の範囲内において、その履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託料を変更することができる。

4 発注者は、第1項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が業務の続行に備え必要とする業務の一時中止に伴う増加費用又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(業務に係る受注者の提案)**

第24条 受注者は、この契約について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づきこの契約の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、この契約の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定によりこの契約が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託料を変更しなければならない。

#### **(履行期間及び委託料の変更方法)**

第25条 履行期間及び委託料の変更（第21条から第24条まで、第35条及び第36条により変更する場合を含む。）については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知す

るものとする。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間及び委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、別紙3により委託料の変更が必要となる場合は、委託料を変更するものとする。

#### **(緊急事態に対する措置)**

- 第26条 停電、薬品漏洩、場内配管破損その他緊急事態が発生したとき、又はそのおそれが生じたときは、受注者は速やかに対応するとともに、その旨を直ちに発注者に報告する。
- 2 発注者は、必要に応じてその対応を受注者と協議し、必要な措置を指示することができる。
  - 3 前項の場合において、必要と認めるときは、発注者は受注者に対し水道水の供給の一部又は全部の停止を指示することができる。
  - 4 発注者と受注者は、災害時や緊急時に備え、協働して災害対策要綱等を策定するものとする。
  - 5 受注者が第1項、第2項又は第3項の規定により緊急事態に対する措置をとった場合において、当該措置に要した費用は受注者が負担する。ただし、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

#### **(水質異常に対する措置)**

- 第27条 浄水場及び配水施設の水質（以下「浄水水質」という。）が要求水準書等に定める目標水質を満たさない若しくは水道法に定める水質基準を満たさないとき、又はそのおそれが生じたときは、受注者は、当該水準を満たすよう速やかに対応するとともに、発注者に直ちにその状況を報告する。
- 2 発注者は、必要に応じてその対応を受注者と協議し、必要な措置を指示することができる。
  - 3 前項の場合において、必要と認めるときは、発注者は受注者に対し水道水の供給の一部又は全部の停止を指示することができる。
  - 4 受注者が前三項の規定により水質異常に対する措置をとった場合において、当該措置に要した費用は受注者が負担する。ただし、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

#### **(臨機の措置)**

- 第28条 受注者は、前二条のほか、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、

あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用は受注者が負担する。ただし、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

#### **(一般的損害)**

- 第29条 業務を行うにつき生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第31条第1項に規定する損害を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項ただし書きの規定による負担額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

#### **(第三者に及ぼした損害)**

- 第30条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
  - 3 業務を行うにつき通常避けることのできない騒音、振動の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
  - 4 前三項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### **(不可抗力による損害)**

- 第31条 不可抗力により、受注者が履行場所に搬入済みの仮設物、備品、器具類(以下「受注者の備品等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及びこの契約に定めるところにより付された保険により補てんされた部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、損害を受けた受注者の備品等で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託料の100分の1を超える額」とあるのは「委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

#### （委託料の変更に代えるこの契約の変更）

- 第32条 発注者は、第21条から第24条まで、第26条から第29条まで、第35条及び第36条の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えてこの契約を変更することができる。この場合において、この契約の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

### 第3章 業務の完了及び対価の支払いに関する事項

#### **（検査及び引渡し）**

第33条 受注者は、履行期間中、毎月及び毎年度の業務を完了したときは、遅滞なく業務完了通知書を発注者に提出するものとする。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた業務検査員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、業務の完了を確認するための検査を行うとともに、当該検査に合格した場合は業務受渡書を受注者に発行し、自らも保有するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、成果品がある場合、受注者が成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果品の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果品の引渡しを委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに是正して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、是正の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

#### **（委託料の支払）**

第34条 受注者は、前条第2項の毎月の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による正当な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### **（物価の変動等に基づく委託料の変更）**

第35条 予期することのできない特別な事情により履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別な事情により履行期間内に急激な業務量の増減を生じ、委託料の額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。

**（水量の変動等に基づく委託料の調整）**

第36条 配水量や原水水質の変動等によりユーティリティ使用量が増減し、掛かる費用が大きく増減した場合、発注者又は受注者は、委託料の額の変更を請求することができる。

**（債務負担行為に係る契約の特則）**

第37条 債務負担行為に係る契約において、業務対価の支払限度額（以下「支払限度額」という。）及び各会計年度の委託料は、別紙4のとおりである。

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

**（契約不適合責任）**

第38条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の是正又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

**第4章 契約の解除及び終了に関する事項**

**（発注者の任意解除権）**

第39条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第41条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (発注者の催告による解除権)

第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 総括責任者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第38条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (発注者の催告によらない解除権)

第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) この契約の業務を完了すること又は成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者が債務の全部の履行又は、債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき、若しくは、この契約の成果品を完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(9) 第43条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号から第13号までにおいて同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(11) 受注者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき。また、受注者の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続が開始されたとき。

(12) 受注者が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき

(13) 受注者が電子交換所の取引停止処分、差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

#### （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第42条 前二条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

#### （受注者の催告による解除権）

第43条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽

微であるときは、この限りでない。

**（受注者の催告によらない解除権）**

第44条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第22条の規定によりこの契約を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第23条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

**（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

第45条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

**（解除の効果）**

第46条 この契約が解除された場合には、次条に定める場合を除き、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

**（解除に伴う措置）**

- 第47条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、必要があると認めたときは、出来形部分（完了前の業務又は完成前の成果品をいう。以下同じ。）を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料（以下「出来形部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 3 第1項に規定する出来形部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
  - 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 5 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する調査機械器具、仮設物その他の物件（第10条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付け

て、発注者に明け渡さなければならない。

- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注は、受注者に代わって当該物件を処分し、作業現場を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第40条、第41条又は次条第3項の規定によるときは、発注者が定め、第39条、第43条又は第44条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

#### (引継ぎ及び原状回復等)

- 第48条 履行期間が満了になるとき、又は第40条若しくは第41条の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、速やかに業務の履行に必要な書類その他業務の引継ぎに必要な書類及びデータとして、この契約に基づき発注者と受注者とが協議して定めたものを発注者に提出するほか、発注者が指定する者に対して、業務の対象施設が機能を満たしている状態で業務の引継ぎを行う。このとき、受注者はその引継事項について、発注者の指定する者に対して、書面により提出しなければならない。
- 2 前項の規定により引継ぎの内容及び期間等は、発注者と受注者とが協議の上定める。
  - 3 発注者は、履行期間の満了及びこの契約が解除された場合において、その契約終了までの期間内において発注者が指定した日に、業務の対象施設機能の評価を行うことができる。
  - 4 前項に定める評価の結果、業務の対象施設が機能を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。ただし、発注者は、業務の対象施設機能の評価を履行した日から30日以内に請求するものとする。
  - 5 第3項に定める評価の後、契約終了までに、業務の対象施設について機能を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、これにより発注者に生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。ただし、発注者は契約終了後14日以内に、違反の内容を受注者に対して通知するものとする。
  - 6 受注者は、履行期間の満了において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により

滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。ただし、第23条に規定する不可抗力又は経年劣化によるもの若しくは業務の遂行に支障のない軽微なものはこの限りではない。

- 7 受注者は、履行期間の満了及びこの契約が解除された場合において、履行場所に受注者の備品等があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、履行場所を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。ただし、引き続き発注者が使用するものとして、発注者と受注者が協議して定めた受注者の備品等を除くものとする。
- 8 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。
- 9 第7項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は履行場所の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。
- 10 第6項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第40条及び第41条によるときは発注者が定め、第43条及び第44条によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段及び第7項に規定する受注者のとるべき措置の期限及び方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

## 第5章 賠償金等に関する事項

### （発注者の損害賠償請求等）

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- （1）履行期間内に業務を完了することができないとき。
- （2）業務の内容又は成果品に契約不適合があるとき。
- （3）第40条又は第41条の規定により成果品の引渡し及び業務の完了の後にこの契約が解除されたとき。
- （4）前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、かかる違約金が、次の各号のいずれかにより発注者に生じた損害額に満たない場合、発注者は、受注者に対してかかる不足分を請求することができる。

- (1) 第40条又は第41条の規定により成果品の完成前又は業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果品の完成前又は業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第41条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

**（談合等不正行為があった場合の違約金等）**

- 第50条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、かかる違約金が、次の各号のいずれかにより発注者に生じた損害額に満たない場合、発注者は、受注者に対してかかる不足分を請求することができる。
- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」とい

う。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。))に入札(見積書の提出を含む。))が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。))の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

#### (受注者の損害賠償請求等)

第51条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第43条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第34条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

#### (契約不適合責任期間等)

- 第52条 発注者は、引き渡された成果品に関し、第33条第3項又は第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果品の契約不適合が要求水準書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## 第6章 補則

#### (保険)

- 第53条 受注者は、この契約に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

#### (管轄裁判所)

- 第54条 この契約について訴訟等が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

**(契約外の事項)**

第55条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義や変更する必要が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 【別紙１】主たる業務（第１０条関連）

受注者が第三者に委任し、又は請け負わせてはならない業務は、次に掲げる業務とする。

- （１）浄水場の運転管理に関する業務
- （２）配水池及びポンプ施設の運転管理に関する業務

## 【別紙２】履行報告（第１６条関連）

### １ 履行状況の報告

#### （１）日報及び月報

受注者は、業務の履行状況に関する日報（以下「日報」という。）と月報（以下「月報」という。）を作成し、日報については翌日（提出の期限日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日）、月報については毎月の末日から７日以内にそれぞれ発注者に提出する。

なお、この契約に定める水準の未達がある場合には、その旨を記載すること。日報及び月報の記載事項は、発注者と受注者とが協議の上定める。

#### （２）完了届

受注者は、各月の業務完了後、速やかに完了届を発注者に提出すること。

#### （３）修繕業務に係る報告

受注者が行う修繕のうち、機能に関わる部品の取替等の修繕については、事前に履行しようとする内容を記した文書を発注者に提出し、発注者の承諾を得て履行すること。また、履行後には、完了報告書をその都度発注者に提出すること。

#### （４）年間業務報告書

受注者は、履行期間の各事業年度末に年間業務報告書を作成し、翌年度の発注者が指定する期日までに発注者に提出すること。

なお、この契約に定める水準の未達がある場合には、その旨を記載すること。

#### （５）各種資料の提出

発注者が行う経営分析や決算状況報告書等の作成に必要な資料を求めた場合は、受注者は、発注者に資料を提供すること。

### ２ 履行状況の確認及び改善要求

#### （１）発注者による月報の確認（既済部分検査）

発注者は、受注者から月報の提出を受けた場合、報告内容を承諾するときはその旨を、承諾しないときはその旨と理由を記載して、提出を受けた日から１０日以内に受注者に通知する。

発注者が報告内容を承諾し、その旨を受注者に通知した場合は、月報に報告された月に係る業務の既済部分検査に合格したものとする。

発注者が報告内容を承諾しない旨通知した場合、受注者は、発注者からの指摘事項を踏まえて報告内容の補足、修正又は変更を行い、再度発注者に提出して承諾を受けること。

#### （２）改善通告

（１）の確認の結果、この契約に定める水準の未達が判明した場合には、発注者は、受注者に対して、水準の未達部分とその理由を明らかにし、かつ、その是正のための改善措置をとることを通告する。

受注者は、発注者が通告した日から１０日以内に、改善の方法、期限等の改善計画を定めた改善計画書を発注者に提出し、承諾を得た上で速やかに改善措置を講じる。発注者は、改善計

画書の内容が不十分であると認めるときは、理由を明らかにした上で、受注者に改善計画書の変更と再提出を求めることができる。

発注者は、受注者からの改善措置の完了の通知又は改善期限の到来を受け、改善計画の履行により水準の未達の是正が行われたかどうかを直ちに確認する。この確認の結果、是正がなされていないと認められるときは、発注者は受注者に対して再度、当該改善計画書の変更と再提出を求める。

### (3) 発注者による随時の確認

発注者は、受注者による業務の履行状況等を確認するため、随時、業務の対象施設に立ち入ることができる。

発注者が必要と判断した場合、又は受注者が現地確認を要請した場合、発注者は現地における確認を行う。受注者は発注者の現地における確認に必要な協力を行う。

## 【別紙３】委託料（第２５条、第３４条関連）

### １ 基本維持管理費

#### （１）算定方法

基本維持管理費は、業務の履行に必要な費用として、次の表の内訳に基づき受注者が価格内訳書において提案した金額とする。

| 費用項目  | 摘要                   |
|-------|----------------------|
| 人件費   | 業務の実施に必要な従業者の給与等     |
| 動力費   | 施設・設備の運転に必要な電気料金     |
| 薬品費   | 薬品調達に要する費用           |
| 修繕費   | 施設・設備の修繕に要する費用       |
| 委託費   | 点検、調査等、維持管理の委託に要する費用 |
| その他費用 | 上記に含まれない費用           |

各事業年度の基本維持管理費は、受注者が価格内訳書において提案した金額とする。また、毎月の基本維持管理費は、当該事業年度の基本維持管理費を１２等分した額を基本とする。

#### （２）支払額

基本維持管理費に１００分の１０を乗じた金額を消費税及び地方消費税の額とする。支払額は、基本維持管理費に消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。また各月の支払額は、別紙４のとおりとする。

#### （３）支払方法

受注者は、別紙２に記載する毎月の検査に合格した後、各月の支払額の請求書を発注者に提出する。発注者は、請求書の受理日から３０日以内に受注者に支払う。

### ２ 調整費

調整費は、電力価格、賃金、配水量、その他物価の変動によるもの及びその他の調整からなる。調整は、各事業年度が終わるごとに１回、発注者又は受注者からの申出があった場合に行うものとし、申出を行う側が提示する金額及びその算出根拠を明らかにする書類に基づき、発注者と受注者とが協議の上調整額を決定し、各事業年度の３月の基本維持管理費の支払時において基本維持管理費に加算し、又は控除する。なお、用いる指標や変動項目が、実際の費用にそぐわない場合は発注者と受注者とが協議の上決定する。

調整について発注者又は受注者からの申出があった場合は、発注者及び受注者は誠実に協議を行うものとする。

| 費用項目  | 変動項目     |    |         |    | 摘要                                      |
|-------|----------|----|---------|----|-----------------------------------------|
|       | 電力<br>価格 | 賃金 | 浄水<br>量 | 物価 |                                         |
| 人件費   |          | ○  |         |    | 建築保全業務労務単価の増減割合                         |
| 動力費   | ○        |    | ○       |    | 北電電気使用量単価の増減量<br>配水量の将来見込みと実績値の増減割合     |
| 薬品費   |          |    | ○       | ○  | 配水量の将来見込みと実績値の増減割合<br>企業物価指数の年度平均値の増減割合 |
| 修繕費   |          |    |         | ○  | 企業向けサービス物価指数の年度平均値の増減割合                 |
| 委託費   |          |    |         | ○  | 企業向けサービス物価指数の年度平均値の増減割合                 |
| その他費用 |          |    |         | ○  | 企業向けサービス物価指数の年度平均値の増減割合                 |

(1) 電力価格の変動によるもの

動力費及び光熱水費のうち電気料金に適用することとし、北海道電力株式会社（以下、北電という。）から供給される電力について、下記の算定式により調整額を算定する。

$$E_N = E_{CN} \times (E_{FN} / E_{CN} - E_{F7} / E_{C7})$$

ここに

$E_N$ ：当該事業年度の電気料金調整費

$E_{CN}$ ：当該事業年度において業務の対象施設で使用した北電電気使用量（kWh）

$E_{FN}$ ：当該事業年度における業務の対象施設全体での北電電気料金（円）

$E_{C7}$ ：令和7年度において業務の対象施設で使用した北電電気使用量（kWh）

$E_{F7}$ ：令和7年度における業務の対象施設全体での北電電気料金（円）

(2) 賃金の変動によるもの

「建築保全業務労務単価」（国土交通省）に掲載されている当該事業年度に適用する労務単価（北海道、保全技師・保全技術員等日割基礎単価）を基に、下記の算定式により調整額を算定する。なお、変動率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

$|F_{IN} / F_{IP} - 1|$  の値が1.5%より大きいとき：

$$F_{AN} = H_N \times (F_{IN} / F_{IO8} - 1)$$

$|F_{IN} / F_{IP} - 1|$  の値が1.5%以下のとき：

$$F_{AN} = H_N \times (F_{IP} / F_{IO8} - 1)$$

ここに、

$F_{AN}$ ：当該事業年度の人件費に係る物価変動調整費

$H_N$ ：当該事業年度における基本維持管理費の支払合計額のうち人件費相当額

$F_{IO8}$ ：令和8年4月（事業者の公募年）における労務単価（北海道、保全技師等）

$F_{IN}$ ：当該事業年度の4月が属する年における労務単価（北海道、保全技師等）

$F_{IP}$ ：前回調整の基礎となった事業年度の4月が属する年における労務単価（北海道、保全技師等）。一度も調整が行われていない状態での $F_{IP}$ は $F_{IO8}$ とする。

(3) 配水量の変動によるもの

薬品費及び電気料金に適用することとし、各年度、配水量の将来値と実績値の変動率を基に、下記の算定式により調整額を算定する。

なお、変動率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。また、配水量の変動率の絶対値が1.5%以下であった場合は、当該事業年度分の調整は行わない。

1)  $(W_{AN} / W_{PN} - 1)$  の値が1.5%より大きいとき：

$$E_{AdN} = E_{PN} \times ((W_{AN} / W_{PN}) - 1.015)$$

2)  $(W_{AN} / W_{PN} - 1)$  が-1.5%より小さいとき：

$$E_{AdN} = -E_{PN} \times (0.985 - (W_{AN} / W_{PN}))$$

ここに、

$E_{AdN}$ ：当該事業年度における薬品費及び電気料金の調整額

$E_{PN}$ ：当該事業年度における薬品費及び電気料金の見積額（当初協議額）

$W_{AN}$ ：当該事業年度の配水量の実績値

$W_{PN}$ ：当該事業年度の配水量の将来値

配水量の将来値 (m<sup>3</sup>/年)

| 年度      | 令和 9 年度   | 令和 10 年度  | 令和 11 年度  | 令和 12 年度  | 令和 13 年度  |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 登別温泉浄水場 | 1,333,620 | 1,313,160 | 1,296,110 | 1,279,060 | 1,264,800 |
| 幌別浄水場   | 1,514,300 | 1,491,070 | 1,471,710 | 1,452,350 | 1,436,160 |

(4) その他の物価の変動によるもの

1) 薬品費の物価変動によるもの

日本銀行が公表する企業物価指数（無機化学工業製品）を基に、下記の算定式により調整額を算定する。なお、変動率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

|  $F_{IN}/F_{IP-1}$  | の値が 1.5 % より大きいとき :  $F_{AN}=H_N \times (F_{IN}/F_{I08}-1)$

|  $F_{IN}/F_{IP-1}$  | の値が 1.5 % 以下のとき :  $F_{AN}=H_N \times (F_{IP}/F_{I08}-1)$

ここに、

$F_{AN}$  : 当該事業年度の薬品費に係る物価変動調整費

$H_N$  : 当該事業年度における基本維持管理費の支払合計額のうち薬品費相当額

$F_{I08}$  : 令和 8 年度における企業物価指数（無機化学工業製品）の年度平均値

$F_{IN}$  : 当該事業年度の企業物価指数（無機化学工業製品）の年度平均値

$F_{IP}$  : 前回調整の基礎となった事業年度における企業物価指数（無機化学工業製品）の年度平均値。一度も調整が行われていない状態での  $F_{IP}$  は  $F_{I08}$  とする。

2) 修繕費、委託料、その他費用の物価変動によるもの

日本銀行が公表する企業向けサービス物価指数（総平均）を基に、下記の算定式により調整額を算定する。なお、変動率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

|  $F_{IN}/F_{IP-1}$  | の値が 1.5 % より大きいとき :  $F_{AN}=H_N \times (F_{IN}/F_{I08}-1)$

|  $F_{IN}/F_{IP-1}$  | の値が 1.5 % 以下のとき :  $F_{AN}=H_N \times (F_{IP}/F_{I08}-1)$

ここに、

$F_{AN}$  : 当該事業年度の修繕費、委託料、その他費用に係る物価変動調整費

$H_N$  : 当該事業年度における基本維持管理費の支払合計額のうち修繕費、委託料、その他費用相当額

$F_{I08}$  : 令和 8 年度における企業向けサービス物価指数（総平均）の年度平均値

$F_{IN}$  : 当該事業年度の企業向けサービス物価指数（総平均）の年度平均値

$F_{IP}$  : 前回調整の基礎となった事業年度における企業向けサービス物価指数（総平均）の年度平均値。一度も調整が行われていない状態での  $F_{IP}$  は  $F_{I08}$  とする。

(5) その他の調整

発注者が受注者に対して負担すべき追加費用の支払に係る調整（増額）又は受注者が発注者に対して負担すべき追加費用の支払に係る調整（控除）をいう。ただし、損害賠償請求はこの調整としては取り扱わない。

【別紙４】各会計年度の委託料と支払限度額（第３７条関連）

| 年     | 月  | 委託料 | うち消費税等 |
|-------|----|-----|--------|
| 令和９年度 | 4  |     |        |
|       | 5  |     |        |
|       | 6  |     |        |
|       | 7  |     |        |
|       | 8  |     |        |
|       | 9  |     |        |
|       | 10 |     |        |
|       | 11 |     |        |
|       | 12 |     |        |
|       | 1  |     |        |
|       | 2  |     |        |
|       | 3  |     |        |
|       | 年計 |     |        |

| 年      | 月  | 委託料 | うち消費税等 |
|--------|----|-----|--------|
| 令和１２年度 | 4  |     |        |
|        | 5  |     |        |
|        | 6  |     |        |
|        | 7  |     |        |
|        | 8  |     |        |
|        | 9  |     |        |
|        | 10 |     |        |
|        | 11 |     |        |
|        | 12 |     |        |
|        | 1  |     |        |
|        | 2  |     |        |
|        | 3  |     |        |
|        | 年計 |     |        |

| 年      | 月  | 委託料 | うち消費税等 |
|--------|----|-----|--------|
| 令和１０年度 | 4  |     |        |
|        | 5  |     |        |
|        | 6  |     |        |
|        | 7  |     |        |
|        | 8  |     |        |
|        | 9  |     |        |
|        | 10 |     |        |
|        | 11 |     |        |
|        | 12 |     |        |
|        | 1  |     |        |
|        | 2  |     |        |
|        | 3  |     |        |
|        | 年計 |     |        |

| 年      | 月  | 委託料 | うち消費税等 |
|--------|----|-----|--------|
| 令和１３年度 | 4  |     |        |
|        | 5  |     |        |
|        | 6  |     |        |
|        | 7  |     |        |
|        | 8  |     |        |
|        | 9  |     |        |
|        | 10 |     |        |
|        | 11 |     |        |
|        | 12 |     |        |
|        | 1  |     |        |
|        | 2  |     |        |
|        | 3  |     |        |
|        | 年計 |     |        |

| 年      | 月  | 委託料 | うち消費税等 |
|--------|----|-----|--------|
| 令和１１年度 | 4  |     |        |
|        | 5  |     |        |
|        | 6  |     |        |
|        | 7  |     |        |
|        | 8  |     |        |
|        | 9  |     |        |
|        | 10 |     |        |
|        | 11 |     |        |
|        | 12 |     |        |
|        | 1  |     |        |
|        | 2  |     |        |
|        | 3  |     |        |
|        | 年計 |     |        |

注）予算上の都合その他の必要があるときは、  
支払限度額を変更する場合がある。

支払限度額：〇〇〇〇〇円

※債務負担行為の限度額 1,225,000,000 円